

## 旭川市介護予防運動教室事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市介護予防運動教室事業実施業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

市内に居住する65歳以上の者に対し、介護予防を目的として本市が行う旭川市介護予防運動教室事業を適正かつ円滑に実施する業務の受託を希望する法人を募集する。

### 第2 業務概要

1 業務名 旭川市介護予防運動教室事業実施業務

2 業務内容

別に定める旭川市介護予防運動教室事業実施要綱及び旭川市介護予防運動教室事業実施業務仕様書によるものとする。

3 履行期間 平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る委託料は、公募の日においておおむね8,272千円（全3会場分。消費税及び地方消費税の額を含む。）を見込んでいることから、業務委託料の積算にあつては、これを参考とすること。

なお、この額は確定したものではなく、また、本事業の契約締結は、平成30年度の予算が成立し、配当されることを条件とする。

### 第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎2階

旭川市福祉保険部介護高齢課地域支援担当

電話 0166-25-5273

FAX 0166-29-6404

e-mail kaigokourei@city.asahikawa.hokkaido.jp

### 第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、旭川市内に事業所を有する法人で、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 企画提案書の提出の日において、旭川市内において1年以上高齢者福祉業務の実績がある者であること。
- (2) 企画提案書の提出の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定を、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 企画提案書の提出の日において、市税に滞納がない者であること。

## 第5 企画提案書及び企画提案書別紙（以下「企画提案書等」という。）作成要領

企画提案書等を提出する者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- (1) 法人に関する項目
  - ・受託を希望する理由
  - ・高齢者の運動指導に関わる実績、経験等
  - ・介護予防事業における本事業の意義
  - ・サービスの質の向上に向けて取り組んでいること
- (2) 実施内容について
  - ・従事職員
  - ・実施するプログラムの内容
  - ・楽しく参加できるためのプログラムの工夫点
  - ・多数の参加者に対応するためのプログラムの工夫点
  - ・途中から参加する者に配慮したプログラムの工夫点※配付資料(案)を添付すること。
- (3) 安全管理体制等について
  - ・運営体制、安全管理体制

### 2 提出書類

- (1) 企画提案書（様式1）及び企画提案書別紙を6部（原本1部、写し5部）、配付資料（案）を6部
- (2) 従事予定職員の資格証明の写し
- (3) 納税証明書（市税に滞納がないことの証明）を1部（写し可）

### 3 企画提案書等の交付

- (1) 交付場所 第3に同じ。
- (2) 交付期間 平成30年2月1日（木）から3月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) その他 市ホームページからダウンロードによる取得も可能とする。

旭川市ホームページアドレス

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d063212.html>

#### 4 記入上の注意事項

企画提案書（様式1）の受託希望会場については、受託可能会場数にかかわらず、希望する全ての会場について希望順位を記載すること。

#### 5 提出方法等

- (1) 提出期限 平成30年3月9日（金）午後5時
- (2) 提出先 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

#### 6 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、応募者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

### 第6 質疑応答等

- (1) 企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出するものとする。
  - ア 提出書類 質疑応答書（様式2）
  - イ 提出期間 平成30年2月1日（木）から3月8日（木）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
  - ウ 受付先 第3に同じ。
  - エ 受付方法 ファクシミリ又は持参により受け付ける。
- (2) 質問の回答は、質問者に対し、ファクシミリにより回答するものとする。また、併せて、介護高齢課ホームページ上に当該回答内容を公表する。

### 第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### 第8 企画提案の審査方法及び評価基準

#### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、旭川市介護予防運動教室事業プ

ロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## 2 審査項目及び評価基準

企画提案書等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 法人に関する項目
- (2) 実施内容について
- (3) 安全管理体制等について

## 3 受託候補者の特定及び受託会場の指定

審査会において、2の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点（210点）に達した者のうち上位3者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点を付けた委員の点数を除くものとする。ただし、最高点又は最低点を付けた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

受託会場については、受託候補者を特定した後、評価点の順位、受託可能会場数及び希望会場を考慮し、市が指定する。

## 4 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。
  - ア 受託候補者
  - イ 評価点数
  - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
  - エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
  - ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内の日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで
  - イ 提出場所 第3に同じ。
  - ウ 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、平成30年4月20日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書により通知する。

## 5 審査結果の公表

市長は、受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点

(3) 受託候補者の特定の理由

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

市長は、受託候補者と当該業務の内容について合議の上、見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 前金払（年1回）とする。

第10 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。ただし、企画提案書等の提出期限までに参加申込みがない場合は、別途追加募集等を行う。

実施内容	実施期間又は期日
企画提案書等の交付	平成30年2月1日（木）から3月8日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
企画提案書等の提出期限	平成30年3月9日（金）午後5時
公募に関する質問の受付	平成30年2月1日（木）から3月8日（木）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）
審査結果の通知	平成30年4月上旬
受託候補者見積合せ	平成30年4月下旬
契約締結	平成30年5月1日（火）

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

評価項目	評価点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 法人に関する項目						
応募の動機は適切であり、意欲は十分か		5	4	3	2	1・0
高齢者の運動指導に関する経験や知識は十分か		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
本事業に対する趣旨を理解しているか		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
サービスの質の向上に向けて取り組んでいるか		5	4	3	2	1・0
小計1		30/100				
2 実施内容について						
本事業を行うのに適した専門職が確保されているか		5	4	3	2	1・0
ストレッチ、有酸素運動、バランス運動、筋力トレーニングが偏りなく実施できるプログラムになっているか		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
参加者が楽しく参加できるようプログラムが工夫されている		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
多数の参加者に対応するためにプログラムが工夫されているか		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
途中から参加する者の受入れにも配慮したプログラムとして工夫がされているか		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
自宅でも運動を継続することができるよう、配付資料が工夫されているか		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
小計2		55/100				
3 安全管理体制等について						
参加者の人数や状況に合わせて、安全にプログラムを実施するための配慮がされているか		5	4	3	2	1・0
参加者の人数や状況に合わせて、安全に教室を運営するための体制について考えられているか		5	4	3	2	1・0
安全や緊急体制が整備されているか		5	4	3	2	1・0
小計3		15/100				
合計 (小計1 + 小計2 + 小計3)		100/100				